

第 1 5 2 2 号

発行所 甲府市役所
甲府市丸の内一丁目18番1号
発行人 甲府市
毎月5日発行
発行定日が休日に当たるときはその翌日

甲 府 市 公 報

目 次

[条 例]

甲府市市税条例の一部を改正する条例	3
甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	11
甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	19
甲府市上九の湯ふれあいセンター条例の一部を改正する条例	23
甲府市介護保険条例の一部を改正する条例	24
甲府市総合市民会館条例の一部を改正する条例	26
甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例	28
甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例	29
甲府市リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例	32
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	33
甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	34
甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	35

[規 則]

甲府市公印規則の一部を改正する規則	36
甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	37
甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	38
甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	39

[告 示]

建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定変更公告	42
令和7年度下半期の財政状況の公表	43
甲府市各企業会計の令和7年度下半期の業務状況の公表	44
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告（2件）	45
入札告示（3件）	49
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	58
指定地域密着型サービス事業者の廃止公示	59
開発行為に関する工事の完了公告	60

国土調査実施公示	61
入札告示（8件）	62
生活保護法等指定医療機関の指定公示	86
生活保護法等指定施術機関の指定公示	87
生活保護法等指定医療機関の廃止公示	88
路上喫煙禁止区域の指定公示	89
公売公告兼見積価額公告	90
犬又は猫の引取り告示	91
入札告示（3件）	92
自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示	101
自転車等放置禁止区域内等の自転車を撤去し保管した旨の告示	102
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告（2件）	103
固定資産税・都市計画税督促状公示送達	108
空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項に基づく必要な措置を行うべき旨の公告	109
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	110
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	111
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	113
令和8年度補正予算の公表	114
入札告示（4件）	115
犬又は猫の引取り告示	127
生活保護法等指定医療機関の指定公示	128
生活保護法等指定施術機関の指定公示	129
生活保護法等指定医療機関の廃止公示	130
公印新調告示	131
指定障害児通所支援事業者の指定公示	132
開発行為に関する工事の完了公告	133

甲府市国民健康保険条例に基づく保険料率等の告示	134
差押調書（謄本）公示送達	135
開発行為に関する工事の完了公告	136
犬又は猫の引取り告示	137

[教育委員会]

入札告示（2件）	138
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	144

[選挙管理委員会]

選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	146
----------------------------------	-----

[農業委員会]

甲府市農業委員会6月定例総会招集公告	147
--------------------	-----

[上下水道局]

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程及び甲府市上下水道局事案決定規程の一部を改正する規程	148
入札告示（9件）	149
指定給水装置工事事業者の指定告示	179
入札告示（9件）	180

[任免辞令]

市長事務部局	210
--------	-----

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 9 号

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和 2 5 年 8 月条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条の 6 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 2 9 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 2 9 条の 5 第 1 項」を「並びに第 2 9 条の 5 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 2 9 条の 4 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 2 9 条の 5 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第19条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第34条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第19条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第29条の5第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書」を「同条第1項の規定による申告書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他法施行規則で定める事項

第45条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第5条の2第3項から第6項までの規定中「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第24項第3号イ(2)」に、「7分の6」を「3分の2」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ(3)」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「4分の3」を「3分の2」に改め、同条に次の1項を加える。

- 14 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第5条の3第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「法施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物のいずれに該当するかの別

附則第12条の3（見出しを含む。）中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改める。

附則第17条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第19条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第 19 条の 4 中「又は附則第 26 条の 4 第 1 項」を「、附則第 26 条の 3 の 3 第 1 項又は附則第 26 条の 4 第 1 項」に、「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第 19 条の 6 中「附則第 7 条の 2 第 4 項」の次に「（法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第 26 条第 2 項中「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 26 条の 3 の 2 の次に次の 1 条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 26 条の 3 の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 26 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 27 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 27 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をい

う。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第26条の3の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第27条の5から第27条の7まで、第27条の8第1項、附則第19条第1項及び附則第19条の3第1項の規定の適用については、第27条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第19条第1項及び附則第19条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第26条の3の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第26条の3の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第16条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第26条の3の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第29条の2第1項ただし書、第29条の4及び第29条の5の改正規定並びに附則第17条の改正規定及び附則第19条の3第1項の改正規定並びに次

条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日

(2) 第 4 5 条の改正規定及び附則第 3 条第 1 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(3) 第 2 7 条の 6 第 2 項の改正規定並びに附則第 1 9 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 1 9 条の 6 の改正規定及び附則第 2 6 条の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 1 0 年 1 月 1 日

(4) 附則第 1 9 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 2 6 条の 3 の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日
（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）第 2 9 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 2 9 条の 5 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の甲府市市税条例第 2 9 条の 5 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の甲府市市税条例附則第 1 9 条の 3 第 1 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 1 2 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 1 6 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 1 6 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 1 7 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例既存住宅及び同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第 1 7 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 6 項に規定する認定住宅等（同条第 1 8 項の

規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋 (同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。) 若しくは既存住宅 (同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (当該増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 10 項に規定する認定住宅等 (同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第 4 号に掲げる規定による改正後の甲府市市税条例附則第 19 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日 (以下この項及び第 5 項において「4 号施行日」という。) の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第 26 条第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 26 条第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第 26 条の 3 の 3 の規定は、4 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 45 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律 (令和 8 年法律第 2 号) 第 1 条の規定による改正前の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号。以下「旧法」という。) 附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 2 0 号

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年 9 月条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 3 項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型の保育士（附則第 7 条又は第 8 条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保

育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第29条第3項」及び「第44条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（」を削り、「ないと」を「ないものと」に、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

（甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第55号）の一部を次のように改正する。

第37条に次の1項を加える。

- 3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第6項、附則第7項又は児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第4項中「限って」を「限り」に改め、同項ただし書中「保育士」の次に

「（同条第３項、附則第６項又は第７項の規定により保育士とみなされる者及び同条第３項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第８項中「法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、」を「第３７条第３項、前２項又は」に改め、「（平成１０年厚生省令第５１号）」、「又は前２項」及び「保育士の数（」を削り、「とした場合において」を「ものとした場合の」に、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

附則に次の１項を加える。

９ 第３７条第３項及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第２項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第３項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部改正）

第３条 甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例（平成３０年１２月条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第５条に次の１項を加える。

６ 第２項、第３項及び前項により置かなければならない保育士の資格を有する者については、１人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第６項の表附則第３項の項の前に次のように加える。

第 5 条 第 6 項	第 5 条 第 2 項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
-------------	--	----------

附則第 6 項の表に次のように加える。

附則 第 6 項	第 5 条 第 2 項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
----------	--	------

附則中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

- 6 第 5 条 第 2 項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1 人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満 1 歳未満の子どもの数が 4 人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則に次の 1 項を加える。

- 8 第 5 条 第 6 項及び附則第 6 項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（第 5 条 第 6 項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 4 条 甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年 12 月条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条 第 3 項の表備考に次の 1 号を加える。

- (5) 第 1 号に定める者については、1 人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障

害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第１号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第１２項中「当たって第６条第３項の表備考第１号」を「当たって同表備考第１号」に改める。

附則第１４項中「前４項の規定により第６条第３項の表備考第１号に定める者を」を「第６条第３項の表備考第５号及び前４項の規定により同表備考第１号に定める者を特定理学療法士等、」に改め、「当該」の次に「特定理学療法士等、」を加える。

附則に次の１項を加える。

- １５ 第６条第３項の表備考第５号及び附則第１２項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第１号に定める者（同表備考第５号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第５条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和６年６月条例第２３号）の一部を次のように改正する。

附則第２項を次のように改める。

- ２ 令和１０年３月３１日までの間、第１条の規定による改正後の甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項並びに第２条の規定による改正後の甲府市児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「児童福祉施設基準条例」という。）第３７条第２項の規定（満３歳以上満４歳に満たない児

童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)並びに第3条の規定による改正後の甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例(次項において「認定こども園認定要件条例」という。)第4条第2項の規定(満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)並びに第4条の規定による改正後の甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「幼保連携型認定こども園基準条例」という。)第6条第3項の規定(満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項並びに第2条の規定による改正前の甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第2項の規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)並びに第3条の規定による改正前の甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例第4条第2項の規定(満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)並びに第4条の規定による改正前の甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項の規定(満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の1項を加える。

- 3 当分の間、家庭的保育事業等基準条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項並びに児童福祉施設基準条例第37条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)並びに認定こども園認定要件条例第4条第2項の規定(満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。)並びに幼保連携型認定こども園基準条例第6条第3項の規定(満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。)は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の甲府市家庭

的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項並びに第2条の規定による改正前の甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）並びに第3条の規定による改正前の甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例第4条第2項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）並びに第4条の規定による改正前の甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 2 1 号

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年 9 月条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 1 3 条 家庭的保育事業者等は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年 1 2 月条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部改正）

第3条 甲府市認定こども園の認定に係る要件を定める条例（平成30年12月条例第56号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

9 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第3条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年6月条例第3号）の一部を次のように改正する。

第48条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第48条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第64条中「第35条」の次に「、第48条」を加える。

第85条、第86条、第98条及び第103条中「第47条まで、第49条から」を削る。

(甲府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 6 条 甲府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年 3 月条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

甲府市上九の湯ふれあいセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 2 2 号

甲府市上九の湯ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

甲府市上九の湯ふれあいセンター条例（平成 1 7 年 1 2 月条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「別表に定める」を削り、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定める。

別表中「利用料金」を「金額」に、「の料金」を「の額」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 2 3 号

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例

甲府市介護保険条例（平成 1 2 年 3 月条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 3 項を加える。

（令和 8 年度分の保険料の減免の特例）

2 4 市長は、第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和 7 年度及び令和 8 年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第 2 5 条及び前 2 項の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（第 6 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第 2 5 条及び前 2 項の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第 2 5 条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料を減免する。

2 5 前項の規定による減免後の令和 8 年度分の保険料の額は、令附則第 2 5 条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

2 6 附則第 2 4 項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市介護保険条例

の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

甲府市総合市民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 2 4 号

甲府市総合市民会館条例の一部を改正する条例

甲府市総合市民会館条例（平成 2 年 7 月条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「別表第 1 及び別表第 2 に定める額の」を削り、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「額の」を「額の範囲内において、教育委員会の承認を受けて指定管理者が定める額の」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の利用料金の額は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額の範囲内において、教育委員会の承認を受けて指定管理者が定める。

別表第 1 の 1 の表中「一般利用料金」を「を一般利用する場合」に、「利用料金は」を「金額は」に改め、同表備考 1 中「利用料金は」を「金額は」に、「利用料金の額」を「金額」に改め、同表備考 2 中「利用料金の額」を「金額」に改め、同表備考 3 中「利用料金は」を「金額は」に、「利用料金の額」を「金額」に改め、同表備考 4 及び備考 7 中「利用料金」を「金額」に改め、同表備考 8 中「利用料金の額」を「金額」に改める。

別表第 1 の 2 の表中「特別利用料金」を「を特別利用する場合」に、「利用料金は」を「金額は」に改める。

別表第 1 の 3 の表中「格技場等利用料金」を「格技場等を利用する場合」に、「利用料金は」を「金額は」に改める。

別表第 2 中「駐車場利用料金」を「駐車場を利用する場合」に、

「
「

利用料金」を 金額」に

改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 2 5 号

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

甲府市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 3 0 年 9 月条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 8 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 0 年 3 月 3 1 日」に改め、「及び償却資産」の次に「（所得税法施行令第 6 条第 1 号から第 3 号まで又は法人税法施行令第 1 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げるものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 2 6 号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成 9 年 9 月条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

別表の市営住宅の表中

「

4 5	山城南団地 第一	東下条町 4 6 3 番地	簡 易 耐 火 ブ ロ ッ ク 造 2 階 建 1 戸 4 0 . 3 7 5 m ²	6 戸
4 5	山城南団地 第二	東下条町 4 6 3 番地	簡 易 耐 火 ブ ロ ッ ク 造 2 階 建 1 戸 4 0 . 3 7 5 m ²	6 戸
4 6	南西団地第 七	上石田四丁目 1 9 番	中層耐火構造 4 階建 1 戸 4 6 . 4 2 8 m ²	3 2 戸
4 6	南西団地第 八	上石田四丁目 1 9 番	中層耐火構造 4 階建 1 戸 4 4 . 0 6 2 m ²	2 4 戸
4 6	山城南団地 第三	東下条町 4 6 3 番地	簡 易 耐 火 ブ ロ ッ ク 造 2 階 建 1 戸 4 0 . 3 7 5 m ²	6 戸
4 6	山城南団地 第五	東下条町 4 6 3 番地	簡 易 耐 火 ブ ロ ッ ク 造 2 階 建 1 戸 4 0 . 3 7 5 m ²	4 戸

4 7	南西第二団地第一	下石田二丁目 1 6 番	中層耐火構造 4 階建 1 戸 4 9 . 4 1 m ²	2 4 戸
4 7	南西第二団地第二	下石田二丁目 1 6 番	中層耐火構造 4 階建 1 戸 4 9 . 4 1 m ²	1 6 戸
4 7	山城南団地第六	東下条町 4 6 3 番地	簡易耐火ブロック 造 2 階建 1 戸 4 0 . 5 0 m ²	6 戸
4 7	山城南団地第七	東下条町 4 6 3 番地	簡易耐火ブロック 造 2 階建 1 戸 4 0 . 5 0 m ²	6 戸
4 7	山城南団地第八	東下条町 4 6 3 番地	簡易耐火ブロック 造 2 階建 1 戸 4 0 . 5 0 m ²	6 戸
4 8	南西第二団地第三	下石田二丁目 1 8 番	中層耐火構造 5 階建 1 戸 5 2 . 6 3 m ²	3 0 戸
4 8	南西第二団地第四	下石田二丁目 1 8 番	中層耐火構造 5 階建 1 戸 5 2 . 6 3 m ²	3 0 戸
4 8	南西第二団地第五	下石田二丁目 1 8 番	中層耐火構造 5 階建 1 戸 5 2 . 6 3 m ²	3 0 戸
4 8	山城南団地第九	東下条町 4 6 3 番地	簡易耐火ブロック 造 2 階建 1 戸 4 3 . 7 4 m ²	8 戸
4 8	山城南団地第十	東下条町 4 6 3 番地	簡易耐火ブロック 造 2 階建 1 戸 4 3 . 7 4 m ²	6 戸
4 8	山城南団地第十一	東下条町 4 6 3 番地	簡易耐火ブロック 造 平屋建 1 戸 4 4 . 4 7 m ²	5 戸

を

」

4 6	南西団地第七	上石田四丁目 1 9 番	中層耐火構造 4 階建 1 戸 4 6 . 4 2 8 m ²	3 2 戸	に
4 6	南西団地第八	上石田四丁目 1 9 番	中層耐火構造 4 階建 1 戸 4 4 . 0 6 2 m ²	2 4 戸	
4 7	南西第二団地第一	下石田二丁目 1 6 番	中層耐火構造 4 階建 1 戸 4 9 . 4 1 m ²	2 4 戸	
4 7	南西第二団地第二	下石田二丁目 1 6 番	中層耐火構造 4 階建 1 戸 4 9 . 4 1 m ²	1 6 戸	
4 8	南西第二団地第三	下石田二丁目 1 8 番	中層耐火構造 5 階建 1 戸 5 2 . 6 3 m ²	3 0 戸	
4 8	南西第二団地第四	下石田二丁目 1 8 番	中層耐火構造 5 階建 1 戸 5 2 . 6 3 m ²	3 0 戸	
4 8	南西第二団地第五	下石田二丁目 1 8 番	中層耐火構造 5 階建 1 戸 5 2 . 6 3 m ²	3 0 戸	

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

甲府市リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 2 7 号

甲府市リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例

甲府市リサイクルプラザ条例（平成 9 年 3 月条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定める。

別表中「利用料金」を「金額」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 2 8 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 2 6 年 8 月条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 2 9 号

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

甲府市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年 7 月条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「3 1 万 5 , 0 0 0 円」を「3 3 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 1 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた甲府市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の甲府市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 1 8 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 6 6 万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 1 8 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 3 0 号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和 4 5 年 1 2 月条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

甲府市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 2 8 号

甲府市公印規則の一部を改正する規則

甲府市公印規則（昭和 4 4 年 8 月規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 専用公印の表市長印の項中

「

個人番号カード（マイナンバーカード）に使用する印	市民部市民総室市民課長	2
--------------------------	-------------	---

を

」

「

個人番号カード（マイナンバーカード）に使用する印	市民部市民総室総務課長	1 0
	市民部市民総室市民課長	2

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 2 9 日から施行する。

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 2 9 号

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年 3 月規則第
5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の第 1 号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 3 0 号

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 1 8 年 9 月規則第 6 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「8 0 万円」を「8 2 万 6 , 5 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 3 1 号

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和 3 5 年 1 1 月規則第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 号様式の 2 を次のように改める。

第4号様式の2（第16条の5関係）

国民健康保険料 納入通知書

被保険者番号
通知書番号

様

甲府市長

印

保険料納付方法等			
徴収方法			
納付義務者			
生年月日		性別	
特別徴収義務者名			
特別徴収対象年金			
特別徴収対象年金額			

円

前回決定額	
今回決定額	

〈お問い合わせ先〉

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

国民健康保険料 賦課明細書

区 分	所 得 割			被 保 険 者 均 等 割			世帯別平等割		算出合計額 A=③+⑥+⑦
	賦課標準額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	平等割額⑦		
							特定		
決 算 前 定	医療分	円	%	円	円	人	円		円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円
	子ども分	円	%	円	円	人	円	月	円
決 算 後 定	医療分	円	%	円	円	人	円		円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円
	子ども分	円	%	円	円	人	円	月	円

※子ども分において、均等割額⑥に18歳以上均等割（1人あたり 円）を含んでいます。また、軽減額⑧の内、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

区 分						軽 減 額 ⑧	限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減 免 額 ⑪	年間保険料額 (A-⑧-⑨+⑩-⑪)
	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額						
家賃決定	医療分	円	円	円		円	円	円	円	円
	支援金分	円	円	円		円	円	円	円	円
	介護分	円	円	円		円	円	円	円	円
	子ども分	円	円	円		円	円	円	円	円
家族税決定	医療分	円	円	円		円	円	円	円	円
	支援金分	円	円	円		円	円	円	円	円
	介護分	円	円	円		円	円	円	円	円
	子ども分	円	円	円		円	円	円	円	円

※年間保険料額の算定において、10円未満の端数金額は切り捨てます。

前回決定額		今回決定額	
-------	--	-------	--

[illegible]

※普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。

※納付済額は、この通知書の作成目時点で把握できたものが記載されています。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

告示

甲府市告示第 2 9 7 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定により、道路法による事業計画の定められた道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして、次のとおり指定を変更する。

その関係図書は、まちづくり部建築指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 路線名 | 主要地方道甲府昇仙峡線 |
| 2 | 道路の種類 | 県道 |
| 3 | 道路の地名地番 | 甲府市山宮町字御岳 7 2 1 番 1 地先から
甲府市山宮町字鴨塚 2 4 番 1 地先まで |
| 4 | 延長 | 3 8 4 . 8 m |
| 5 | 幅員 | 1 6 m ～ 2 5 . 8 m |

甲府市告示第 2 9 8 号

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計及び甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の令和 7 年度下半期の財政状況を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市告示第 2 9 9 号

地方公営企業法第 4 0 条の 2 及び甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計、甲府市水道事業会計、甲府市農業集落排水事業会計、甲府市簡易水道等事業会計及び甲府市浄化槽事業会計の令和 7 年度下半期の業務の状況を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申請書類及び企画提案書等の提出を招請する。

令和8年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 業務名
甲府市全庁業務量調査等支援業務
- 2 業務内容
「甲府市全庁業務量調査等支援業務委託仕様書」のとおり
- 3 履行期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 参加資格
本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。
 - (1) 本業務を的確に遂行するに足る能力、当該業務遂行に必要な技術及び、組織、人員体制を有する者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (4) 本業務委託の公告の日から契約締結の日までの期間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続等及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (6) 直近1年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。
 - (7) 本プロポーザルに参加しようとする者が令和5年4月1日から令和8年3月31日までに完了した業務で、「人口18万人以上（実施年の4月1日時点）の普通地方公共団体等からの全庁を対象とした業務量調査にかかる業務委託の実績が5件以上あること。
- 5 手続き
 - (1) 実施要領等の配布
公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、本市のホームページにて公表するため、適宜ダウンロードすること。
 - (2) 提出方法等

参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

総務部総務総室DX推進課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5214

メールアドレス：jkanri@city.kofu.lg.jp

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申請書類及び企画提案書等の提出を招請します。

令和8年6月2日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 業務名
甲府市地域脱炭素パートナーズプログラム運営業務
- 2 業務概要
市内中小企業等を対象にしたセミナー及び事業者の脱炭素化に向けた伴走支援等の実施
- 3 履行期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 参加資格
本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。
 - (1) 本業務を的確に遂行するに足る能力、当該業務遂行に必要な技術及び、組織、人員体制を有する者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (4) 本業務委託の公告の日から契約締結の日までの期間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続等及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (6) 直近1年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。
- 5 手続き
 - (1) 実施要領等の配布
公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、甲府市のホームページにて公表するため、適宜ダウンロードすること。
 - (2) 提出方法等
参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。
- 6 連絡先

環境部環境総室環境政策課

山梨県甲府市上町601番地4

電話：055-241-4363

メールアドレス：kansaisaku@city.kofu.lg.jp

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和8年6月2日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第511号 |
| (2) 業務名称 | 子ども応援フェスタ会場設営等業務 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年11月7日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、業種が「イベント企画」に登録されている者であること。
- (3) 令和7年度までに地方公共団体等が行うイベント等の会場設営及び運営補助を含む業務を受託し、履行した実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和8年6月2日(火)～令和8年6月10日(水)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市子ども未来部子ども未来総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎3階

電話055-237-5353

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和8年6月2日(火)～令和8年6月10日(水)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市子ども未来部子ども未来総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎3階

電話055-237-5353

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年7月9日(木) 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に

国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

（３）契約書作成の要否：要

（４）仕様説明会を行わない。

（５）その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第303号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和8年6月3日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第493号 |
| (2) 業務名称 | 「2026甲府市×ハローキティ きらめき
スタンプラリー」イベント実施支援等業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和9年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、その当該処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和8年6月3日（水）～令和8年6月12日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和8年6月12日（金）については、午後3時00分まで

(2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和8年6月3日（水）～令和8年6月12日（金）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

令和8年6月12日（金）については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年7月2日（木） 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1（控室：入札室2）

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、「2 入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を

数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和8年6月3日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第488号 |
| (2) 業務名称 | 盛土規制法に基づく基礎調査
(既存盛土等調査) 業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和9年2月12日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店若しくは本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、業種が「都市計画及び地方計画」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、その当該処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和8年6月3日(水)～令和8年6月12日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和8年6月12日(金)については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報／入札・契約／入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 令和8年6月3日(水)～令和8年6月12日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和8年6月12日(金)については、午後3時00分まで
イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年7月2日(木) 午前10時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1(控室：入札室2)
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、「2 入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

甲府市告示第 3 0 5 号

次の者から、甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成 2 8 年福第 1 号）第 7 第 2 項の規定に基づく廃止届を受理したので、同要綱第 1 0 の規定により公示する。

令和 8 年 6 月 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1 9 9 1 8 0 0 2 2 6 |
| 2 | 事業所の名称 | かがやき石和 |
| 3 | 事業所の所在地 | 笛吹市石和町市部 5 2 6 番地 2 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市向町 5 2 7 番地 3
株式会社ケアファイブ
代表取締役 小池 昌臣 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
（介護予防通所介護相当サービス） |
| 6 | 廃止年月日 | 令和 8 年 5 月 3 1 日 |

甲府市告示第 306 号

次の者から、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づく廃止届を受理したので、同法第 78 条の規定により公示する。

令和 8 年 6 月 3 日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1991800226 |
| 2 | 事業所の名称 | かがやき石和 |
| 3 | 事業所の所在地 | 笛吹市石和町市部 526 番地 2 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市向町 527 番地 3
株式会社ケアファイブ
代表取締役 小池 昌臣 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和 3 年 7 月 31 日 |

甲府市告示第307号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和8年6月3日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市国玉町字一ノ坪1000番1、1000番38、1000番39、
1013番1から1013番5まで、1128番1及び1128番2
以上10筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、消防施設及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市高畑二丁目19番6号
山梨県不動産業協同組合
代表理事 山田 政仁

甲府市告示第 3 0 8 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 7 条の規定に基づき、令和 8 年度地籍調査を実施するので、次のとおり公示する。

令和 8 年 6 月 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 事業計画が定められた年月日
令和 8 年 6 月 1 日
- 2 調査を実施する者の名称
山梨県甲府市
- 3 調査地域
 - （1）新規地域
上帯那町の一部
 - （2）継続地域
下帯那町及び上帯那町の各一部
- 4 調査期間
令和 8 年 4 月 7 日から
令和 9 年 3 月 3 1 日まで

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和8年6月4日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第505号 |
| (2) 業務名称 | 路面下空洞調査業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年10月30日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市における入札参加資格の認定において、「建設コンサルタント」に登録されており、過去5年以内に、国又は地方公共団体が行う路面下空洞調査業務を履行した実績を有する者であること。
- (2) 主任技術者は、技術士総合技術監理部門「建設－土質及び基礎」又は「建設－道路」、技術士建設部門「土質及び基礎」又は「道路」、RCCM「土質及び基礎部門」又は「道路部門」のいずれかの資格を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (8) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和8年6月4日(木)～令和8年6月16日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和8年6月16日(火)については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和8年6月4日(木)～令和8年6月16日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和8年6月16日(火)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和8年7月2日(木) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) 支払条件として前金払は請求できない。

(6) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和8年6月4日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第485号 |
| (2) 業務名称 | 地籍調査に伴う調査・測量業務委託（帯那第五地区） |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和9年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に認定を受けている本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「測量」で登録されている者であること。
- (3) 過去10年以内に、国又は地方公共団体等が行う地籍調査業務を受託し、本委託業務と同様の現地調査（一筆地調査を含む）及び測量業務等を履行した実績を有する者であること。なお、本市の地籍調査業務において下請けの実績を有する者も同様とみなす。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立が

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（９）市税の滞納がない者であること。

３ 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

（１）配付期間 令和８年６月４日（木）～令和８年６月１５日（月）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前９時００分～午後５時００分

令和８年６月１５日（月）については、午後３時００分まで

（２）配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目１８番１号 甲府市役所本庁舎８階

電話０５５－２３７－５７９７

（３）配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報入手する場合は、この限りでない。

（４）申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和８年６月４日（木）～令和８年６月１５日（月）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前９時００分～午後５時００分

令和８年６月１５日（月）については、午後３時００分まで

イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課

甲府市丸の内一丁目１８番１号 甲府市役所本庁舎８階

電話０５５－２３７－５７９７

４ 入札及び開札の日時及び場所

（１）日 時 令和８年７月２日（木） 午前９時００分

（２）場 所 甲府市役所本庁舎８階 会議室８－２

甲府市丸の内一丁目１８番１号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

５ 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０／１００に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１００／１１０に相当する金額を入札書に記載すること。

６ 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において２に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

７ 落札者の決定方法

甲府市契約規則第１２条第１項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和8年6月4日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第512号 |
| (2) 業務名称 | 街なみ環境整備事業費用対効果分析業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和9年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有し、甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調査・研究」で登録されている者であること。
- (2) 過去に地方公共団体が行う街なみ環境整備事業費用対効果分析に関する業務を受託し、履行した実績を有する者であること。
- (3) 配置技術者は、次に掲げる要件を満たす者であること。
 - ア 管理技術者は、(2)記載の業務実績を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有する者であること。
 - イ 照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有する者であること。
 - ウ 直接的かつ恒常的な雇用関係（参加申請日以前3か月以上の継続した雇用関係）があること。
 - エ 管理技術者及び照査技術者は、それぞれ別の者を配置できる体制であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。

- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和8年6月4日（木）～令和8年6月15日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時00分～午後5時00分
令和8年6月15日（月）については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和8年6月4日（木）～令和8年6月15日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時00分～午後5時00分
令和8年6月15日（月）については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和8年7月2日（木） 午前9時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第 3 1 2 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 8 年 6 月 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	（土木） 4 6 号		
工事名	岩窪ため池改修工事（3 期）		
工事場所	甲府市岩窪町地内		
工事概要	1	工事内容	堤体盛土 $V = 4\,360\text{ m}^3$ 法面保護 $A = 1\,300\text{ m}^2$ 取水施設 $N = 2$ 箇所 底樋管布設（ $\phi 800$ ） $L = 11.3\text{ m}$ 付帯工 1 式
	2	工期	令和 9 年 3 月 1 8 日まで
	3	予定価格 （税込み）	1 3 2, 2 2 0, 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	公共施設の土木工事 ただし、1 件の工事請負額が、 6, 6 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 3 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載

			(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和8年6月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和8年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和8年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和8年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和8年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和8年6月23日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和8年6月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和8年6月23日
	10	入札日時	令和8年7月1日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和8年7月6日
	12	開札日時	令和8年7月10日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和8年7月13日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和8年6月26日 午後5時まで
	2	回答	令和8年6月29日
価格以外の	1	質問	令和8年7月8日まで

評価に関する照会	2	回答	令和８年７月９日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和８年７月９日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の１０／１００　納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。	
	部分払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒４００－８５８５ 甲府市丸の内一丁目１８番１号 電話０５５－２３７－５１２４		

甲府市告示第 3 1 3 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 8 年 6 月 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	（土木） 4 7 号		
工事名	側溝改良工事（R 8 - 1）		
工事場所	甲府市国母六丁目地内		
工事概要	1	工事内容	施工延長 $L = 378\text{ m}$ 自由勾配側溝工 （300 型縦断用） $L = 348\text{ m}$ （300 型横断用） $L = 27\text{ m}$ 集水桝工 $N = 7\text{ 基}$ 舗装工 $A = 203\text{ m}^2$ 区画線工 1 式 付帯工 1 式
	2	工期	令和 9 年 2 月 1 2 日まで
	3	予定価格 （税込み）	35,453,000 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 又は B

	3	同種工事施工実績	道路工事等 ただし、1件の工事請負額が、 1,700万円以上の実績に限る。 元請として平成23年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は 求めません。)
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作 成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和8年6月5日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和8年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和8年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和8年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和8年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和8年6月23日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和8年6月5日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和8年6月23日
	10	入札日時	令和8年7月1日 午前10時10分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和8年7月6日
	12	開札日時	令和8年7月10日 午前10時10分
	13	落札者決定日	令和8年7月13日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載

	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和8年6月26日 午後5時まで
	2	回答	令和8年6月29日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和8年7月8日まで
	2	回答	令和8年7月9日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和8年7月9日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10／100　納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる。
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市告示第 3 1 4 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 8 年 6 月 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 4 8 号		
工事名	側溝改良工事 (R 8 - 2)		
工事場所	甲府市大里町地内 外		
工事概要	1	工事内容	【1号箇所】 施工延長 $L = 1\ 2\ 8\ m$ 自由勾配側溝工 (300型縦断用) $L = 1\ 1\ 2\ m$ (300型横断用) $L = 1\ 6\ m$ 集水桝工 (300型) $N = 1\ 基$ 舗装工 $A = 7\ 1\ m^2$ 【2号箇所】 施工延長 $L = 6\ 2\ m$ 側溝上部改修工 (300型一般部) $L = 5\ 6\ m$ (300型点検口部) $L = 6\ m$ 舗装工 $A = 2\ 9\ m^2$
	2	工期	令和 8 年 1 0 月 3 0 日まで
	3	予定価格 (税込み)	2 4, 5 1 9, 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	道路工事等 ただし、1 件の工事請負額が、 1, 2 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 3 年 4 月 1 日以降

			に完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を 各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和8年6月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和8年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和8年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和8年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和8年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和8年6月23日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和8年6月5日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和8年6月23日
	10	入札及び開札日時	令和8年7月1日 午前10時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資 格に対する 説明	1	質問	令和8年6月26日 午後5時まで
	2	回答	令和8年6月29日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	

契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市告示第 3 1 5 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 8 年 6 月 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 5 1 号		
工事名	南中学校受変電設備改修工事		
工事場所	甲府市湯田二丁目 2 1 - 2 4		
工事概要	1	工事内容	受変電設備改修工事 高圧変圧器 (TR 1 Φ 7 5 K V A) 1 台 高圧真空遮断器 (V C B 6 0 0 A) 1 台他
	2	工期	令和 9 年 3 月 1 8 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 2, 4 3 0, 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	非適用
	5	週休 2 日制適用工事	非適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A 又は B
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事 ただし、1 件の工事請負額が、 6 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 3 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を 各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和 8 年 6 月 5 日

	2	入札説明書等配付締切日	令和 8 年 6 月 1 6 日
	3	申請書受付開始日	令和 8 年 6 月 5 日
	4	申請書受付締切日	令和 8 年 6 月 1 6 日 午後 3 時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和 8 年 6 月 2 2 日
	6	設計図書配付開始日	令和 8 年 6 月 5 日
	7	設計図書配付締切日	令和 8 年 6 月 2 3 日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和 8 年 6 月 5 日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和 8 年 6 月 2 3 日
	10	入札及び開札日時	令和 8 年 7 月 1 日 午前 1 1 時 0 0 分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和 8 年 6 月 2 6 日 午後 5 時まで
	2	回答	令和 8 年 6 月 2 9 日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の 1 0 / 1 0 0 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124
--------	---

甲府市告示第 3 1 6 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、甲府市余裕期間制度に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 8 年 6 月 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		（舗装） 5 5 号	
工事名		市道舗装工事（R 8 - 1）（余フ）	
工事場所		甲府市下今井町地内 外	
工事概要	1	工事内容	施工延長 $L = 214.0\text{m}$ 表層工（再生密粒度 A S C $t = 50\text{mm}$ ） $A = 1366\text{m}^2$ アスカーブ $L = 18.0\text{m}$ 区画線工 $N = 1\text{式}$
	2	工期	令和 8 年 1 2 月 4 日まで
	3	適用される 余裕期間制 度の方式の 別及び工事 開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 8 年 7 月 2 日から令和 8 年 8 月 3 1 日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 （税込み）	1 3, 7 1 7, 0 0 0 円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	6	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資 格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総 合評価値（P）7 0 0 点以上
	3	同種工事施工実績	道路等の舗装工事 ただし、1 件の工事請負額が、 6 0 0 万円以上の実績に限る。

			元請として平成２３年４月１日以降に完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和８年６月５日
	2	入札説明書等配付締切日	令和８年６月１６日
	3	申請書受付開始日	令和８年６月５日
	4	申請書受付締切日	令和８年６月１６日 午後３時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和８年６月２２日
	6	設計図書配付開始日	令和８年６月５日
	7	設計図書配付締切日	令和８年６月２３日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和８年６月５日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和８年６月２３日
	10	入札及び開札日時	令和８年７月１日 午前１１時１０分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和８年６月２６日 午後５時まで
	2	回答	令和８年６月２９日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	

入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第 3 1 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条及び第 8 4 条の 2 の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関指定申請書を受理し、指定医療機関として指定したので、同法第 5 5 条の 3 の規定により公示する。

令和 8 年 6 月 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関指定申請書
- 2 医療機関番号、指定の期間、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

甲府市告示第 3 1 8 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条及び第 8 4 条の 2 の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定施術機関指定申請書を受理し、指定施術機関として指定したので、同法第 5 5 条の 3 の規定により公示する。

令和 8 年 6 月 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 書類名 生活保護法等指定施術機関指定申請書
- 2 施術機関番号、指定の期間、施術機関の名称、施術機関の所在地、開設者、代表者、施術者

別紙のとおり

甲府市告示第 3 1 9 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第 5 5 条の 3 の規定により公示する。

令和 8 年 6 月 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関廃止届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

甲府市告示第320号

甲府市環境保全条例（平成22年条例第25号）第18条第1項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したので、同条例第18条第3項の規定により告示する。

令和8年6月5日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 路上喫煙禁止区域の名称
甲府駅周辺
- 2 路上喫煙禁止区域の範囲
丸の内一丁目、北口三丁目、中央二丁目の一部
道路
 - ・ 甲府市道甲府駅北口回遊路線
 - ・ 甲府市道橘東線の一部
 - ・ 甲府市道舞鶴公園濠端線
 - ・ 甲府市道横近習通り線の一部
 - ・ 甲府市道舞鶴公園南線
 - ・ 甲府市道紅梅北通り線の一部施設
 - ・ 甲府市歴史文化交流施設及び駐車場
 - ・ 小江戸甲府花小路
 - ・ 舞鶴城公園南部（県民会館跡地）
- 3 路上喫煙禁止区域指定期日
令和8年7月18日

甲府市告示第 3 2 1 号

国税徴収法第 9 5 条及び同法第 9 9 条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告する。

令和 8 年 6 月 8 日

甲府市長 樋 口 雄 一

公 売 財 産		別紙「公売財産、公売保証金及び見積価額」のとおり
公 売 保 証 金		
見 積 価 額		
公 売 方 法		入 札
公売日時	入札	令和 8 年 7 月 7 日（火） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 0 0 分まで
	開札	令和 8 年 7 月 7 日（火）午後 2 時 0 1 分
公 売 場 所		山梨県笛吹市石和町広瀬 7 8 5 番地 東八代合同庁舎 3 階大会議室
売却決定の日時		令和 8 年 7 月 2 8 日（火）午前 1 0 時 0 0 分
売却決定の場所		山梨県甲府市丸の内 1 丁目 1 8 番 1 号 甲府市役所 3 階収納推進課
買受代金納期限		令和 8 年 7 月 2 8 日（火）午後 3 時 0 0 分
買受人についての 資格その他の 要件		次の者は、公売財産を買受けることができません。 1 この公売公告に違反した者 2 国税徴収法第 9 2 条の規定に該当する者 3 国税徴収法第 1 0 8 条第 1 項又は第 5 項の規定に該当する 者
そ の 他		別紙「その他の事項」のとおり
配当を受ける者の 権利の申出に ついて		この公売財産の換価代金について配当を受けることができる 質権、抵当権、先取特権または留置権等を有する者は、売却決 定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を 市長あてに申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、甲府市役所収納推進課に 用意してあります。

甲府市告示第 3 2 2 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 8 年 6 月 1 2 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 8 年 6 月 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市千塚四丁目地内
- 2 犬又は猫の別：猫 1 頭
- 3 種類：雑種
- 4 性別：不明
- 5 毛の色：キジトラ
- 6 その他の特徴：数日齢、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第323号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和8年6月11日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第523号 |
| (2) 業務名称 | 鉛含有土運搬処分業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年7月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、「廃棄物処理」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和8年6月11日（木）～令和8年6月22日（月）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和8年6月22日(月)については、午後3時00分まで

- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和8年6月11日(木)～令和8年6月22日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
令和8年6月22日(月)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年7月7日(火) 午後1時30分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契

約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) 支払条件として前金払は請求できない。
- (6) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第324号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和8年6月11日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第525号 |
| (2) 業務名称 | 令和8年度甲府市職員ストレスチェック業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和9年1月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「情報・通信」又は「その他」で登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和8年6月11日（木）～令和8年6月19日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部総務総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階
電話055-237-5066
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（産業・ビジネス／入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和8年6月11日（木）～令和8年6月19日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部総務総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階
電話055-237-5066

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年6月30日（火） 午後2時00分
- (2) 場 所 甲府市役所 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎6階
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において「2入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

甲府市告示第325号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和8年6月12日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第539号 |
| (2) 業務名称 | 造林（間伐）事業・森林作業道開設事業業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年12月28日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店若しくは本社を有する者であること。
- (2) 過去5年以内に、森林整備（間伐）事業に関する業務実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、その当該処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和8年6月12日（金）～令和8年6月19日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和8年6月19日(金)については、午後3時00分まで

(2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報／入札・契約／入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和8年6月12日(金)～令和8年6月19日(金)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

令和8年6月19日(金)については、午後3時00分まで

イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年7月8日(水) 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1(控室:入札室2)

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、「2 入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金: 免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100): 納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

（3）契約書作成の要否：要

（4）仕様説明会を行わない。

（5）その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

甲府市告示第326号

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第13条第1項の規定により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成19年9月規則第42号）第5条の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月12日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場・甲府市酒折駅南口自転車駐車場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
令和7年6月26日
- 4 返還の申出場所
市民部市民総室総務課
交通安全係 電話番号055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの、自転車の鍵

甲府市告示第 3 2 7 号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 2 5 年 9 月条例第 2 4 号）第 1 1 条第 2 項の規定により、甲府市自転車等放置禁止区域内等の自転車を撤去し、保管したので、第 1 2 条第 2 項及び甲府市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則（平成 2 5 年 9 月規則第 2 8 号）第 7 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 1 2 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
甲府市自転車等放置禁止区域内
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
令和 8 年 6 月 1 日
- 4 返還の申出場所
市民部市民総室総務課
交通安全係 電話番号 0 5 5 - 2 3 7 - 5 3 0 3
- 5 保管場所
甲府市甲府駅南口第 2 自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの、自転車の鍵

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申請書類及び企画提案書等の提出を招請します。

令和8年6月12日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

100年ずっと元気な高齢者を増やす！データ活用による施策展開推進事業

2 業務概要

運動習慣づくりや食（栄養）生活改善などの働き盛り世代の健康づくりの実践に繋がるヘルスケアサービスの実施

3 履行期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本業務を的確に遂行するに足る能力、当該業務遂行に必要な技術及び、組織、人員体制を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) 本業務委託の公告の日から契約締結の日までの期間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続等及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 直近1年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。

5 手続き

(1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、甲府市のホームページにて公表するため、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

保健衛生部保健衛生総室健康政策課

山梨県甲府市相生二丁目17番1号

電話：055-237-2586

メールアドレス：kenkouss@city.kofu.lg.jp

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和 8 年 6 月 1 2 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 業務名

リニア山梨県駅前エリアにおけるコンセプトブック作成等業務
（業務 A：リニア山梨県駅周辺における地域生活圏調査検討業務
業務 B：リニア山梨県駅前エリアにおけるコンセプトブック作成業務）

2 業務概要

本業務は、本市が令和 8 年 3 月に策定した「二つの拠点を核としたリニア新時代の甲府まちづくり戦略」において示した“こうふく”のまちづくりをリニア駅前エリアで実装するための各種調査検討や、検討結果を市民・事業者・行政が共有できる形で整理したコンセプトブックの作成を目的とした業務である。

3 履行期間

業務 A：契約締結日から令和 9 年 2 月 1 2 日（金）まで
業務 B：契約締結日から令和 9 年 3 月 2 6 日（金）まで

4 参加資格要件

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件（（1 3）を除く）をすべて満たしている者とする。なお、設計共同体として参加する場合は、設計共同体の構成員すべてが次の（1）～（1 0）、（1 4）（1 5）の要件を満たし、いずれかの構成員が、（1 1）～（1 2）の要件を満たすこと。

- （1）法人格を有していること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （3）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）
- （4）民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）
- （5）破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- （6）金融機関の取引停止処分がなされていないこと。
- （7）解散又は廃業した法人でないこと。
- （8）本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- （9）法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしていないこと。

- (10) 甲府市又は事業所の所在地の自治体が課する税について滞納をしていないこと。
- (11) 過去5年（令和3年4月1日以降）において特定の地域における民間開発事業を適切に誘導するための構想・計画（ビジョン、コンセプトブック、ガイドライン等）の策定実績を有すること（完了したものに限る）。
- (12) 下記の技術者を適切に配置できること。

【管理技術者】

ア 以下のいずれかの資格等を有する（登録してある）こと。

- ・ 一級建築士
- ・ 技術士「総合技術監理部門」（建設）
- ・ 技術士「建設部門」（都市及び地方計画）
- ・ R C C M（都市及び地方計画）

イ 公告日時点で連続して2ヶ月以上の雇用関係があること。

ウ 過去5年（令和3年4月1日以降）において、特定の地域における民間開発事業を適切に誘導するための構想・計画（ビジョン、コンセプトブック、ガイドライン等）の策定実績を有すること（完了したものに限る）。

【照査技術者】

ア 公告日時点で連続して2ヶ月以上の雇用関係があること。

- (13) 上記の技術者要件に加え、管理技術者、照査技術者、主務担当技術者については以下の業務実績することが望ましく、該当する場合は様式5に記載すること

ア 過去5年間に於いて、地域の多様な主体との対話・ワークショップ等の企画・運営・実施を行う業務実績

イ 過去10年間に於いて、まちづくり推進のための公民連携組織の立上げや運営支援に携わった業務実績

ウ その他、本業務に関連が深いと考えられる業務実績

- (14) 設計共同体の場合、構成員は単独の事業者又は他のグループの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

- (15) 上述(1)～(14)のほか、次のいずれかに該当する場合は、参加資格を有しない。

ア 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした

と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 手続き等

(1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、特記仕様書及び各種様式等を、甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市企画部リニア交通室リニアプロジェクト推進課政策係

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5114

電子メール：r i n i a @ c i t y . k o f u . l g . j p

甲府市告示第330号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和8年6月12日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 令和7年度固定資産税・都市計画税第4期督促状
令和7年度固定資産税 償却資産 第4期督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課 |

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物、これに付属する工作物及び立木その他土地に定着する物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年6月15日

甲府市長 樋口 雄一

1 建築物の所在等

所在地 甲府市太田町366番1

建築物1

家屋番号 367番の4

種類 居宅

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

延床面積 40.49平方メートル

建築物2

家屋番号 367番の5

種類 居宅

構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

延床面積 65.02平方メートル

2 所有者等が行うべき措置の内容

当該建築物の除却、敷地内残置物の撤去及び立木の伐採

3 措置の期限

令和8年6月29日

所有者等が期限までに2の措置を行わない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行い、措置に要した費用を所有者等から徴収する。

4 動産等の取扱い

市長等が2の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、3の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、5の問合せ先へ通知すること。

5 問合せ先

甲府市まちづくり部まちづくり総室空き家対策課

電話 055-237-5350

甲府市告示第 332 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条第 1 項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第 3 の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第 78 条及び同要綱第 10 の規定により公示する。

令和 8 年 6 月 15 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970106090 |
| 2 | 事業所の名称 | かがやきプラス |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市向町 527 番地 3 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市向町 527 番地 3
株式会社ケアファイブ
代表取締役 小池 昌臣 |
| 5 | サービスの種類 | 通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
（介護予防通所介護相当サービス） |
| 6 | 指定年月日 | 令和 8 年 6 月 1 日 |

甲府市告示第333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和8年6月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上町字年代792番1及び792番4から792番19まで
以上17筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、広場、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市蓬沢一丁目2番1号
小澤 輝

甲府市告示第 334 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 18 日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市国母四丁目 841 番 1 及び 841 番 3 から 841 番 11 まで
以上 10 筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市国母八丁目 31 番 8 号
有限会社北宝エステート
代表取締役 寶福 由秀

甲府市告示第 335 号

次の者から甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成 28 年福第 1 号）第 7 第 2 項の規定に基づく廃止届を受理したので、同法第 78 条の 11 及び同要綱第 10 の規定により公示する。

令和 8 年 6 月 22 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1971801137 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービス施設ケアガーデン風間 |
| 3 | 事業所の所在地 | 山梨県笛吹市石和町八田 163 番地 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 山梨県笛吹市石和町八田 163 番地
株式会社ケアガーデン風間
代表取締役 風間 美江 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
（介護予防通所介護相当サービス） |
| 6 | 廃止年月日 | 令和 8 年 5 月 31 日 |

甲府市告示第 3 3 6 号

地方自治法第 2 1 9 条第 2 項の規定により、令和 8 年 6 月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 2 2 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 令和 8 年度甲府市一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 令和 8 年度甲府市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年 6 月 2 2 日 原案可決

甲府市告示第 337 号

甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 8 年 6 月 23 日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 75 号		
工事名	北中学校校舎トイレリニューアル工事		
工事場所	甲府市大和町 4 番 35 号		
工事概要	1	工事内容	北中学校校舎（棟番号 38-1） 1, 2, 3, 4 階トイレリニューアル工事 ・内装改修工事 一式 ・建具工事 一式 ・解体工事 一式 ・電気設備工事 一式 ・衛生器具設備工事 一式 ・給水設備工事 一式 ・排水設備工事 一式 ・換気設備工事 一式
	2	工期	令和 9 年 1 月 15 日まで
	3	予定価格 (税込み)	65, 538, 000 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	非適用
	5	週休 2 日制適用工事	非適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A 又は B
	3	同種工事施工実績	公共施設等の建築工事 ただし、1 件の工事請負額が、 3, 200 万円以上の実績に限る。 元請として平成 23 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事

			なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和8年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和8年7月3日
	3	申請書受付開始日	令和8年6月23日
	4	申請書受付締切日	令和8年7月3日 正午まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和8年7月9日
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月23日
	7	設計図書配付締切日	令和8年7月10日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和8年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和8年7月10日
	10	入札日時	令和8年7月16日 午前9時50分
	11	価格以外の評価点公表日	令和8年7月22日
	12	開札日時	令和8年7月28日 午前9時50分
	13	落札者決定日	令和8年7月29日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで (落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況

入札参加資格に対する説明	1	質問	令和８年７月１４日 午後５時まで
	2	回答	令和８年７月１５日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和８年７月２４日まで
	2	回答	令和８年７月２７日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和８年７月２７日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の１０／１００　納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
	部分払		請求できる。
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒４００－８５８５ 甲府市丸の内一丁目１８番１号 電話０５５－２３７－５１２４	

甲府市告示第 338 号

甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 8 年 6 月 23 日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号		（建築） 74 号	
工事名		富竹中学校校舎トイレリニューアルⅡ期工事	
工事場所		甲府市富竹四丁目 5 番 8 号	
工事概要	1	工事内容	富竹中学校校舎（棟番号 2）1，2，3 階 トイレリニューアル工事 ・内装改修工事 一式 ・建具工事 一式 ・解体工事 一式 ・電気設備工事 一式 ・衛生器具設備工事 一式 ・給水設備工事 一式 ・排水設備工事 一式 ・換気設備工事 一式
	2	工期	令和 8 年 12 月 28 日まで
	3	予定価格 （税込み）	43,494,000 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	非適用
	5	週休 2 日制適用工事	非適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A 又は B

	3	同種工事施工実績	公共施設等の建築工事 ただし、1件の工事請負額が、 2,100万円以上の実績に限る。 元請として平成23年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は 求めません。)
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作 成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和8年6月23日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和8年7月3日
	3	申請書受付開始日	令和8年6月23日
	4	申請書受付締切日	令和8年7月3日 正午まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和8年7月9日
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月23日
	7	設計図書配付締切日	令和8年7月10日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和8年6月23日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和8年7月10日
	10	入札日時	令和8年7月16日 午前10時00分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和8年7月22日
	12	開札日時	令和8年7月28日 午前10時00分
	13	落札者決定日	令和8年7月29日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載

	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和8年7月14日 午後5時まで
	2	回答	令和8年7月15日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和8年7月24日まで
	2	回答	令和8年7月27日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和8年7月27日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100　納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124		

甲府市告示第 339 号

甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 8 年 6 月 23 日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(管) 63 号		
工事名	里垣小学校受水槽更新工事		
工事場所	甲府市善光寺二丁目 7 番 1 号		
工事概要	1	工事内容	・機械設備工事 一式 (受水槽＋ポンプ室工事、給水設備工事、排水設備工事、消火設備工事、換気設備工事、撤去工事) ・建築工事 一式 (仮設工事、解体工事、フェンス工事、物置工事、外構工事) ・電気設備工事 一式 (幹線動力設備工事、電灯コンセント設備工事、幹線切回し工事)
	2	工期	令和 9 年 2 月 26 日まで
	3	予定価格 (税込み)	63,690,000 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	非適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事 ただし、1 件の工事請負額が、 3,100 万円以上の実績に限る。 元請として平成 23 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事

			なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和8年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和8年7月3日
	3	申請書受付開始日	令和8年6月23日
	4	申請書受付締切日	令和8年7月3日 正午まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和8年7月9日
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月23日
	7	設計図書配付締切日	令和8年7月10日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和8年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和8年7月10日
	10	入札日時	令和8年7月16日 午前10時20分
	11	価格以外の評価点公表日	令和8年7月22日
	12	開札日時	令和8年7月28日 午前10時20分
	13	落札者決定日	令和8年7月29日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで (落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況

入札参加資格に対する説明	1	質問	令和 8 年 7 月 1 4 日 午後 5 時まで
	2	回答	令和 8 年 7 月 1 5 日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和 8 年 7 月 2 4 日まで
	2	回答	令和 8 年 7 月 2 7 日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和 8 年 7 月 2 7 日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の 1 0 / 1 0 0 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
	部分払		請求できる。
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒 4 0 0 - 8 5 8 5 甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号 電話 0 5 5 - 2 3 7 - 5 1 2 4	

甲府市告示第 3 4 0 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 8 年 6 月 2 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(解体) 7 1 号		
工事名	旧上九一色保育所解体工事		
工事場所	甲府市古関町 1 2 3 0 番地		
工事概要	1	工事内容	・解体建物 R C 造平屋建て 2 3 1 . 0 m ² ・外構撤去 外一式
	2	工期	令和 9 年 1 月 2 9 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 7 , 8 0 9 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	解体 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 7 0 0 点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の解体工事 ただし、1 件の工事請負額が、 8 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 3 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場 合のものとし、企業体の施工実績を 各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和 8 年 6 月 2 3 日

	2	入札説明書等配付締切日	令和8年7月3日
	3	申請書受付開始日	令和8年6月23日
	4	申請書受付締切日	令和8年7月3日 正午まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和8年7月9日
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月23日
	7	設計図書配付締切日	令和8年7月10日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和8年6月23日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和8年7月10日
	10	入札及び開札日時	令和8年7月16日 午前10時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和8年7月14日 午後5時まで
	2	回答	令和8年7月15日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124
--------	---

甲府市告示第 3 4 1 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 8 年 6 月 2 6 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 8 年 6 月 2 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市徳行二丁目地内
- 2 犬又は猫の別：猫 3 頭
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス 2 頭、メス 1 頭
- 5 毛の色：茶白、キジ白、三毛
- 6 その他の特徴：約 1 か月齢、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関指定申請書を受理し、指定医療機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和8年6月24日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関指定申請書
- 2 医療機関番号、指定の期間、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

甲府市告示第 3 4 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条及び第 8 4 条の 2 の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定施術機関指定申請書を受理し、指定施術機関として指定したので、同法第 5 5 条の 3 の規定により公示する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 書類名 生活保護法等指定施術機関指定申請書
- 2 施術機関番号、指定の期間、施術機関の名称、施術機関の所在地、開設者、代表者、施術者

別紙のとおり

甲府市告示第 3 4 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第 5 5 条の 3 の規定により公示する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関廃止届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

甲府市告示第 3 4 5 号

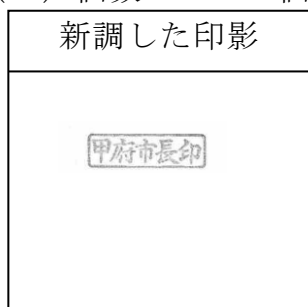
次の公印を新調したので、甲府市公印規則第 1 4 条の規定により、これを告示する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 新調した公印

- (1) 種別 専用公印
- (2) 名称 市長印
- (3) ひな形 2 7 の 5 の 2
- (4) 書体 楷書
- (5) 寸法 縦 4 m m
横 1 5 m m
- (6) 印材 木
- (7) 用途 個人番号カード（マイナンバーカード）に使用する印
- (8) 個数 1 0 個



2 公印の登録日 令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市告示第346号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和8年6月29日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|-------------------|
| 1 | 事業者名 | 株式会社KACHIKAN |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市国玉町976番地2 |
| 3 | 事業所名 | アプリコ中小河原 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市中小河原一丁目14番14号 |
| 5 | 事業の種類 | 放課後等デイサービス |
| 6 | 主たる対象者 | 重症心身障害以外（肢体不自由含む） |
| 7 | 指定事業所番号 | 1950104503 |
| 8 | 指定年月日 | 令和8年7月1日 |

甲府市告示第 3 4 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上阿原町字整理地 1 7 8 番 1、1 7 8 番 3 から
1 7 8 番 9 まで、1 7 9 番 2、1 7 9 番 4、2 1 4 番 4、
2 1 5 番 3 及び 2 1 5 番 4
並びに上阿原町字村の内 1 2 0 6 番 1、1 2 0 6 番 2 及び
1 2 0 6 番 6 から 1 2 0 6 番 1 1 まで
以上 2 1 筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ごみ集積所及び下水道
位 置 及 び 区 域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南巨摩郡富士川町最勝寺 1 6 5 0 番地 1
株式会社ハウジング建都
代表取締役 保坂 真弘

甲府市告示第348号

令和8年度甲府市国民健康保険料率について、甲府市国民健康保険条例第14条第3項（第13条の2第3項、第13条の4第2項及び第13条の4第6項において準用する場合を含む。）、第14条の5の5第3項（第13条の2第4項、第13条の4第3項及び第13条の4第7項において準用する場合を含む。）、第14条の9第3項（第13条の2第5項において準用する場合を含む。）及び第14条の14第3項（第13条の2第8項、第13条の4第4項、第13条の4第8項及び第13条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和8年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

・令和8年度甲府市国民健康保険料率 別紙のとおり

甲府市告示第 3 4 9 号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条及び第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|------------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本） 福発第 1 6 1 0 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉部福祉総室健康保険課 |

甲府市告示第 350 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 30 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字大土井 1692 番 1
以上 1 筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市住吉三丁目 16 番 27 号
依田 規至

甲府市告示第 3 5 1 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 8 年 7 月 3 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市荒川一丁目地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：トイプードル風
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：茶
- 6 その他の特徴：成犬、首輪なし、マイクロチップなし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

教育委員会

甲府市教育委員会告示第14号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和8年6月3日

甲府市教育委員会
教育長 松田昌樹

1 入札対象業務

- | | |
|------------|----------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第490号 |
| (2) 業務名称 | 小学校消火設備・避難器具等点検及び防火対象物点検業務 |
| (3) 履行期間 | 令和8年6月29日から令和9年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（防火対象物点検資格者並びに消防設備点検資格者又は消防設備士及び電気工事士又は電気主任技術者）を雇用していること。
- (4) 事業協同組合とその組合員は、同時に入札に参加することはできない。なお、事業協同組合が入札に参加する場合は、組合員を所属しているものとして参加することができる。
- (5) 協会とその協会員は、同時に入札に参加することはできない。なお、協会が入札に参加する場合は、協会員を所属しているものとして参加することができる。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。

(8) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(9) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

(10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(11) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 令和8年6月3日（水）～令和8年6月12日（金）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 令和8年6月3日（水）～令和8年6月12日（金）

（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

電話 055-223-7320

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年6月29日（月） 午前9時30分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽

の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市教育委員会告示第15号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和8年6月3日

甲府市教育委員会
教育長 松 田 昌 樹

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 (業務委託) 第491号
- (2) 業務名称 中学校消火設備及び避難器具等点検業務
- (3) 履行期間 令和8年6月29日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による
- (5) 業務内容 仕様書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（消防設備点検資格者又は消防設備士及び電気工事士又は電気主任技術者）を雇用していること。
- (4) 事業協同組合とその組合員は、同時に入札に参加することはできない。なお、事業協同組合が入札に参加する場合は、組合員を所属しているものとして参加することができる。
- (5) 協会とその協会員は、同時に入札に参加することはできない。なお、協会が入札に参加する場合は、協会員を所属しているものとして参加することができる。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (8) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (9) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。

- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

- (11) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和8年6月3日（水）～令和8年6月12日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報入手する場合は、この限りでない。

- (4) 申請書等の受付期間及び場所

- ア 期間 令和8年6月3日（水）～令和8年6月12日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

- イ 場所 甲府市教育委員会総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階

電話 055-223-7320

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年6月29日（月） 午前10時00分

- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範

囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に
国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくす
る契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、
契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和8年6月29日

甲府市教育委員会
教育長 松田昌樹

1 業務名

「こうふ開府の日」記念イベント企画運営業務

2 業務概要

甲府誕生の原点である12月20日「こうふ開府の日」を契機として、未来の甲府への夢と希望を共有し、甲府の歴史や文化への理解を深め、ふるさと甲府への誇りと愛着を育むことを目的とする。

イベント開催にあたっては、小中学生及びその保護者世代を主なターゲットとして、「こうふ開府の日」を周知するとともに、楽しみながら学べる機会を創出する中で、市民みんなでお祝いするイベントとして実施する。

本事業の実施にあたっては、集客型イベントの企画・運営等、豊富な経験と専門知識を有する事業者から賑わいを創出できる話題性のある企画やイベント全体の円滑な運営に関する提案を広く募集し、その中から優れた提案を採用する必要があることから、「公募型プロポーザル」方式により受託事業者を選考する。

3 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 法人格を有していること。（共同事業体としての参加は認めない。）
- (2) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から契約締結日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 公告の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を

経過していること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 公告の日以前過去5年間に、国又は地方公共団体等が発注した類似業務を履行した実績を、元請けとして1件以上有していること。

5 手続き等

甲府市ホームページにて公表する、公募型プロポーザル実施要項等を参照すること。

6 主催及び事務局

主 催 甲府市教育委員会

事務局 教育部生涯学習室生涯学習課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-237-5327

FAX 055-235-5648

電子メール k a i f u 5 0 0 @ c i t y . k o f u . l g . j p

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第 2 1 号

地方自治法第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の $1/50$ の数並びに地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の $1/3$ の数並びに市町村合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項の規定する選挙権を有する者の総数の $1/6$ の数は、次のとおりである。

令和 8 年 6 月 1 日

甲府市選挙管理委員会
委員長 原 栄 治

1	$1/50$ の数	3, 0 2 6 人
2	$1/3$ の数	5 0, 4 3 3 人
3	$1/6$ の数	2 5, 2 1 7 人
4	選挙人名簿登録者数	1 5 1, 2 9 9 人

農業委員会

甲府市農業委員会告示第 6 号

農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づく甲府市農業委員会 6 月定例総会を、甲府市農業委員会総会会議規則第 2 条の規定により、令和 8 年 6 月 29 日午後 4 時 30 分にベルクラシック甲府において開催し、付議すべき事項について審議することを公告する。

令和 8 年 6 月 22 日

甲府市農業委員会会長 柿 嶋 敦

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地中間管理機構への要請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第 5 号

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程及び甲府市上下水道局事案決定規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 6 月 2 9 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 藤森 明

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程（平成 7 年管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市上下水道局告示第46号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和8年6月5日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 藤 森 明

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号		（土木）110028号		
工事名		（R8広中一1）配水管布設替工事		
工事場所		昭和町上河東地内（昭和町立常永小学校の東）外1箇所		
工事概要	1	工事内容	DIP. GX ϕ 300 L=382.0m DIP. GX ϕ 150 L=2.5m DIP. K ϕ 150 L=3.0m DIP. GX ϕ 100 L=3.5m HPPE ϕ 100 L=14.0m HPPE ϕ 75 L=35.5m 仕切弁. GX ϕ 300 4基 仕切弁. PE ϕ 100 1基 仕切弁. PE ϕ 75 4基 泥吐弁. GX ϕ 100 3基 水抜栓 ϕ 25 1基 消火栓 ϕ 75 2基 空気弁 ϕ 20 1基 不断水簡易仕切弁 ϕ 150 1基 割T字一体型仕切弁 ϕ 150 1基 非常用連絡管室 一基 臨給工 一式	
	2	工期	令和9年3月18日まで	
	3	予定価格 （税込み）	125,609,000円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用	

	5	週休 2 日制適用工事		適用
入札参加資格	1	本店所在地	給水区域内	
	2	競争入札参加資格	土木一式 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値（P）870点以上 特定建設業の許可	
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等 元請として平成23年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。	
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 （本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。）	
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型	
	2	加算点の満点	10	
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による	
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和8年6月5日	
	2	入札説明書等配付締切日	令和8年6月16日	
	3	申請書受付開始日	令和8年6月5日	
	4	申請書受付締切日	令和8年6月16日 午後3時まで	
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和8年6月22日	
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月5日	
	7	設計図書配付締切日	令和8年6月23日	
	8	設計図書に関する質問開始日	令和8年6月5日	
	9	設計図書に関する質問締切日	令和8年6月23日	
	10	入札日時	令和8年7月1日 午前9時10分	

	11	価格以外の評価点公表日	令和8年7月6日
	12	開札日時	令和8年7月10日 午前9時10分
	13	落札者決定日	令和8年7月13日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和8年6月26日 午後5時まで
	2	回答	令和8年6月29日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和8年7月8日まで
	2	回答	令和8年7月9日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和8年7月9日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
	部分払		請求できる。

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124
---------------	---

甲府市上下水道局告示第 4 7 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、かつ、甲府市余裕期間制度に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 8 年 6 月 5 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 藤 森 明

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号		(土木) 1 1 0 0 2 7 号	
工事名		(R 8 更新－6) 配水管布設替工事（余フ）	
工事場所		甲府市川田町地内（国道 4 1 1 号 平等橋の東）	
工事概要	1	工事内容	D I P . G X ϕ 2 5 0 L = 1 3 . 0 m D I P . G X ϕ 1 5 0 L = 1 9 4 . 5 m H P P E ϕ 5 0 L = 4 0 . 0 m 仕切弁 . G X ϕ 2 5 0 1 基 仕切弁 . G X ϕ 1 5 0 1 基 仕切弁 . P E ϕ 5 0 1 基 消火栓 ϕ 7 5 1 基 空気弁 ϕ 2 0 1 基 泥吐弁 . G X ϕ 7 5 1 基 水抜栓 ϕ 2 5 1 基
	2	工期	令和 9 年 3 月 1 8 日まで
	3	適用される 余裕期間制 度の方式の 別及び工事 開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 8 年 7 月 1 4 日から令和 8 年 9 月 1 1 日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 （税込み）	6 4 , 0 5 3 , 0 0 0 円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	6	週休 2 日制適用工事	適用

入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等 ただし、1 件の工事請負額が、 3, 200 万円以上の実績に限る。 元請として平成23年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和8年6月5日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和8年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和8年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和8年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和8年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和8年6月23日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和8年6月5日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和8年6月23日
	10	入札日時	令和8年7月1日 午前9時40分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和8年7月6日
	12	開札日時	令和8年7月10日 午前9時40分

	13	落札者決定日	令和８年７月１３日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和８年６月２６日 午後５時まで
	2	回答	令和８年６月２９日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和８年７月８日まで
	2	回答	令和８年７月９日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和８年７月９日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の１０／１００ 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
	部分払		請求できる。
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒４００－８５８５ 甲府市丸の内一丁目１８番１号 電話０５５－２３７－５１２４	

甲府市上下水道局告示第 4 8 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、かつ、甲府市余裕期間制度に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 8 年 6 月 5 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 藤 森 明

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 1 1 0 0 2 3 号		
工事名	(R 8 鉛対 4 - 2) 配水管布設替工事 (余フ)		
工事場所	甲府市太田町地内 (市立遊亀公園附属動物園の南)		
工事概要	1	工事内容	H P P E ϕ 7 5 L = 3 7 3 . 0 m 仕切弁. P E ϕ 7 5 N = 5 基 水抜栓 ϕ 2 5 N = 1 基
	2	工期	令和 9 年 3 月 1 日まで
	3	適用される 余裕期間制 度の方式の 別及び工事 開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 8 年 7 月 1 4 日から令和 8 年 9 月 1 1 日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 (税込み)	3 5 , 7 1 7 , 0 0 0 円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
	6	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 又は B

	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等 ただし、1件の工事請負額が、 1,700万円以上の実績に限る。 元請として平成23年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は 求めません。)
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和8年6月5日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和8年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和8年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和8年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和8年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和8年6月23日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和8年6月5日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和8年6月23日
	10	入札日時	令和8年7月1日 午前10時00分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和8年7月6日
	12	開札日時	令和8年7月10日 午前10時00分
	13	落札者決定日	令和8年7月13日

提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和8年6月26日 午後5時まで
	2	回答	令和8年6月29日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和8年7月8日まで
	2	回答	令和8年7月9日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和8年7月9日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124		

甲府市上下水道局告示第 4 9 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、甲府市余裕期間制度に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 8 年 6 月 5 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 藤 森 明

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 1 1 0 0 2 5 号		
工事名	(R 8 配昭－1) 配水管布設工事 (余フ)		
工事場所	昭和町押越地内 (昭和町立押原中学校の南)		
工事概要	1	工事内容	HPPE φ100 L=210.0m 仕切弁 PE φ100 2基 不断水簡易仕切弁 φ100 1基 水抜栓 φ25 2基
	2	工期	令和 9 年 1 月 8 日まで
	3	適用される余裕期間制度の方式の別及び工事開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 8 年 7 月 2 日から令和 8 年 8 月 3 1 日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 (税込み)	1 6 , 7 0 9 , 0 0 0 円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
	6	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	給水区域内
	2	競争入札参加資格	土木一式 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値 (P) 6 3 9 点以上 8 6 9 点以下
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等

			元請として平成23年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和8年6月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和8年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和8年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和8年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和8年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和8年6月23日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和8年6月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和8年6月23日
	10	入札及び開札日時	令和8年7月1日 午前10時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和8年6月26日 午後5時まで
	2	回答	令和8年6月29日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	

入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の 10 / 100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市上下水道局告示第 5 0 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、かつ、甲府市余裕期間制度に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 8 年 6 月 5 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 藤 森 明

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 1 3 0 0 1 5 号		
工事名	下水道改良工事（ス R 7－2 1）（余フ）		
工事場所	甲府市太田町地内ほか		
工事概要	1	工事内容	管きょ更生工 1 式 ・路線延長 φ 2 5 0 L = 7 3 m φ 3 0 0 L = 1 1 9 m φ 3 5 0 L = 2 0 6 m φ 4 0 0 L = 6 4 m φ 5 0 0 L = 6 7 m ・管きょ更生工 φ 2 5 0 L = 7 0 m φ 3 0 0 L = 1 1 5 m φ 3 5 0 L = 1 9 9 m φ 4 0 0 L = 6 3 m φ 5 0 0 L = 6 6 m ・付帯工 1 式
	2	工期	令和 9 年 3 月 1 8 日まで
	3	適用される余裕期間制度の方式の別及び工事開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 8 年 7 月 1 4 日から令和 8 年 8 月 1 2 日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格（税込み）	1 0 4, 0 9 3, 0 0 0 円

	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務		適用
	6	週休2日制適用工事		適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 特定建設業の許可	
	3	同種工事施工実績	管更生工事において実績がある者又は下水道工事で1件の請負金額が5,200万円以上の実績のある者ただし、元請として平成23年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。	
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)	
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型	
	2	加算点の満点	10	
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による	
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和8年6月5日	
	2	入札説明書等配付締切日	令和8年6月16日	
	3	申請書受付開始日	令和8年6月5日	
	4	申請書受付締切日	令和8年6月16日 午後3時まで	
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和8年6月22日	
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月5日	
	7	設計図書配付締切日	令和8年6月23日	
	8	設計図書に関する質問開始日	令和8年6月5日	
	9	設計図書に関する質問締切日	令和8年6月23日	

	10	入札日時	令和８年７月１日 午前９時２０分
	11	価格以外の評価点公表日	令和８年７月６日
	12	開札日時	令和８年７月１０日 午前９時２０分
	13	落札者決定日	令和８年７月１３日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和８年６月２６日 午後５時まで
	2	回答	令和８年６月２９日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和８年７月８日まで
	2	回答	令和８年７月９日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和８年７月９日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の１０／１００ 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。	

	部分払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市上下水道局告示第 5 1 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、かつ、甲府市余裕期間制度に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 8 年 6 月 5 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 藤 森 明

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号		（土木） 1 3 0 0 1 6 号	
工事名		下水道改良工事（地震対策 R 7－8）（余フ）	
工事場所		甲府市大津町地内ほか	
工事概要	1	工事内容	マンホール管口耐震化対策工 N＝1 8 箇所 付帯工 1 式
	2	工期	令和 9 年 3 月 1 8 日まで
	3	適用される 余裕期間制 度の方式の 別及び工事 開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 8 年 7 月 1 4 日から令和 8 年 9 月 1 1 日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 （税込み）	8 1 , 2 9 0 , 0 0 0 円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	6	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事 ただし、1 件の工事請負額が、 4, 0 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 3 年 4 月 1 日以降に

			完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和8年6月5日
	2	入札説明書等配付締切日	令和8年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和8年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和8年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和8年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和8年6月23日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和8年6月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和8年6月23日
	10	入札日時	令和8年7月1日 午前9時30分
	11	価格以外の評価点公表日	令和8年7月6日
	12	開札日時	令和8年7月10日 午前9時30分
	13	落札者決定日	令和8年7月13日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書

	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和8年6月26日 午後5時まで
	2	回答	令和8年6月29日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和8年7月8日まで
	2	回答	令和8年7月9日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和8年7月9日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
	部分払		請求できる。
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市上下水道局告示第 5 2 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、かつ、甲府市余裕期間制度に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 8 年 6 月 5 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 藤 森 明

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号		（土木） 1 3 0 0 1 4 号	
工事名		下水道改良工事（地震対策 R 7－6）（余フ）	
工事場所		甲府市相生三丁目地内ほか	
工事概要	1	工事内容	マンホール耐震化対策工 N＝8 箇所 付帯工 1 式
	2	工期	令和 9 年 3 月 1 8 日まで
	3	適用される 余裕期間制 度の方式の 別及び工事 開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 8 年 7 月 1 4 日から令和 8 年 9 月 1 1 日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 （税込み）	3 8, 0 1 6, 0 0 0 円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
	6	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 又は B

	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事 ただし、1件の工事請負額が、 1,900万円以上の実績に限る。 元請として平成23年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は 求めません。)
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和8年6月5日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和8年6月16日
	3	申請書受付開始日	令和8年6月5日
	4	申請書受付締切日	令和8年6月16日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和8年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和8年6月23日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和8年6月5日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和8年6月23日
	10	入札日時	令和8年7月1日 午前9時50分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和8年7月6日
	12	開札日時	令和8年7月10日 午前9時50分
	13	落札者決定日	令和8年7月13日

提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和8年6月26日 午後5時まで
	2	回答	令和8年6月29日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和8年7月8日まで
	2	回答	令和8年7月9日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和8年7月9日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる。
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市上下水道局告示第 5 3 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、かつ、甲府市余裕期間制度に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 8 年 6 月 5 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 藤 森 明

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 1 3 0 0 1 7 号		
工事名	下水道改良工事（ス R 7－3 1）（余フ）		
工事場所	甲府市丸の内三丁目地内ほか		
工事概要	1	工事内容	ます取付管取替工 N＝6 6 箇所 取付管取替工 N＝5 箇所 ます取付管撤去工 N＝4 箇所
	2	工期	令和 9 年 3 月 1 日まで
	3	適用される 余裕期間制 度の方式の 別及び工事 開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 8 年 7 月 1 4 日から令和 8 年 9 月 1 1 日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 （税込み）	3 0, 6 0 2, 0 0 0 円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
	6	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 又は B

	3	同種工事施工実績	下水道工事 ただし、1 件の工事請負額が、 1, 5 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 3 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は 求めません。)
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	1 0
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和 8 年 6 月 5 日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和 8 年 6 月 1 6 日
	3	申請書受付開始日	令和 8 年 6 月 5 日
	4	申請書受付締切日	令和 8 年 6 月 1 6 日 午後 3 時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和 8 年 6 月 2 2 日
	6	設計図書配付開始日	令和 8 年 6 月 5 日
	7	設計図書配付締切日	令和 8 年 6 月 2 3 日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和 8 年 6 月 5 日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和 8 年 6 月 2 3 日
	10	入札日時	令和 8 年 7 月 1 日 午前 1 0 時 2 0 分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和 8 年 7 月 6 日
	12	開札日時	令和 8 年 7 月 1 0 日 午前 1 0 時 2 0 分
	13	落札者決定日	令和 8 年 7 月 1 3 日

提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和8年6月26日 午後5時まで
	2	回答	令和8年6月29日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和8年7月8日まで
	2	回答	令和8年7月9日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和8年7月9日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる。
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市上下水道局告示第 5 4 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、かつ、甲府市余裕期間制度に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 8 年 6 月 5 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 藤 森 明

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（舗装） 1 号		
工事名	①：（路 4－3）路面復旧工事（余フ） ②：下水道改良工事（ス R 7－2 7）（余フ）		
工事場所	甲府市城東一丁目・三丁目地内（甲府市立図書館の北）外 1 箇所		
工事概要	1	工事内容	①：路面復旧工事 〔 1 号箇所〕 施工延長 $L = 566 \text{ m}$ 表層工（再生密粒度 A S C $t = 5 \text{ cm}$） $A = 2090 \text{ m}^2$ 不陸整正工 $A = 2090 \text{ m}^2$ 区画線工 一式 〔 2 号箇所〕 施工延長 $L = 774 \text{ m}$ 表層工（再生密粒度 A S C $t = 5 \text{ cm}$） $A = 3120 \text{ m}^2$ 基層工（再生粗粒度 A S C $t = 5 \text{ cm}$） $A = 138 \text{ m}^2$ 上層路盤工（瀝青安定処理 $t = 10 \text{ cm}$） $A = 138 \text{ m}^2$ 不陸整正工 $A = 3120 \text{ m}^2$ 区画線工 一式 ②：下水道改良工事 人孔鉄蓋調整取替工（$\phi 600$） 1 7 箇所 ます上部調整取替工（$\phi 500$） 9 箇所 ます取付管撤去工 1 箇所 付帯工 1 式

	2	工期	令和 9 年 3 月 1 日まで	
	3	適用される 余裕期間制 度の方式の 別及び工事 開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 8 年 7 月 1 4 日から令和 8 年 9 月 1 1 日までの間で受注者が選択する日	
	4	予定価格 (税込み)	5 3 , 7 7 9 , 0 0 0 円	
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務		適用
	6	週休 2 日制適用工事		適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評価値（P）7 0 0 点以上	
	3	同種工事施工実績	道路等の舗装工事又は道路等の舗装工 事と下水道工事の合併工事 ただし、1 件の工事請負額が、 2 , 6 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 3 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合の ものに限る。	
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)	
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型	
	2	加算点の満点	1 0	
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による	
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和 8 年 6 月 5 日	
	2	入札説明書等配付締切 日	令和 8 年 6 月 1 6 日	
	3	申請書受付開始日	令和 8 年 6 月 5 日	
	4	申請書受付締切日	令和 8 年 6 月 1 6 日 午後 3 時まで	

	5	入札参加資格確認結果通知日	令和8年6月22日
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月5日
	7	設計図書配付締切日	令和8年6月23日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和8年6月5日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和8年6月23日
	10	入札日時	令和8年7月1日 午前10時30分
	11	価格以外の評価点公表日	令和8年7月6日
	12	開札日時	令和8年7月10日 午前10時30分
	13	落札者決定日	令和8年7月13日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和8年6月26日 午後5時まで
	2	回答	令和8年6月29日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和8年7月8日まで
	2	回答	令和8年7月9日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和8年7月9日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	

契約保証金	契約金額の 10 / 100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
	部分払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市上下水道局告示第55号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和8年6月18日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 藤 森 明

指 定 番 号	第497号
指定業者名	株式会社双成化建
所 在 地	山梨県甲府市国母三丁目12番34号
代 表 者	渡邊 貴至

甲府市上下水道局告示第56号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和8年6月22日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 藤 森 明

1 入札対象業務

- | | |
|------------|------------------------------------|
| (1) 入札番号 | 建設コ－310039号 |
| (2) 業務名称 | (原委浄－7)平瀬浄水場取水口耐震診断及び導水トンネル内調査業務委託 |
| (3) 業務内容 | 特記仕様書による |
| (4) 履行期間 | 特記仕様書による |
| (5) 履行場所 | 特記仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市・甲府市上下水道局における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 入札参加資格の認定において業種が「建設コンサルタント－上水道及び工業用水道部門」で登録されている者であること。
- (2) 甲府市内に本店・支店又は営業所を有する者であること。
- (3) 仕様書に定める技術者を適正に配置できる者であること。
- (4) 同種又は類似業務の実績がある者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (7) この公告の日から入札の日までの間に国及び地方公共団体から指名停止措置を受けている日が含まれている者でないこと。
- (8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、

- 競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (10) 税の滞納がない者であること。(所轄市区町村の法人住民税の未納がない者。)
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和8年6月22日(月)～令和8年7月1日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ(企業向け情報 入札情報)又は甲府市ホームページ(事業者向け情報入札・契約／入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和8年6月22日(月)～令和8年7月1日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話 055-228-3436
※ 郵送は不可
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和8年7月27日(月) 午後2時00分
- (2) 場所 甲府市上下水道局本庁舎3階小会議室
甲府市下石田二丁目23番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：納付（契約金額の10／100）

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

なお、契約者に代わって自ら当該業務の完成を保証する資格及び能力を有する契約保証人を立てること。

(4) 説明会は行わない。

その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第 5 7 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、甲府市余裕期間制度に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 8 年 6 月 2 3 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 藤 森 明

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（土木） 5 号		
工事名	①下水道管布設工事（R 7 C－5）（余フ） ②（R 8 下甲－5）配水管布設替工事（R 7 C－5）（余フ）		
工事場所	甲府市東光寺町地内（市立東中学校の西）		
工事概要	1	工事内容	①下水道管布設工事 硬質塩化ビニル管布設工（φ 2 0 0 m m） L = 2 9 . 2 m 人孔設置工（小型） N = 4 箇所 公設柵設置工 N = 2 箇所 付帯工 1 式 ②配水管布設替工事 H P P E φ 5 0 L = 5 . 0 m 臨給工 1 式
	2	工期	令和 9 年 1 月 2 9 日まで
	3	適用される 余裕期間制 度の方式の 別及び工事 開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 8 年 7 月 1 7 日から令和 8 年 9 月 1 5 日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 （税込み）	1 3 , 8 3 8 , 0 0 0 円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	①適用 ②非適用
	6	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資	1	本店所在地	甲府市内

格	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	下水道工事又は下水道工事と配水管 布設替工事等の合併工事 ただし、1件の工事請負額が、 600万円以上の実績に限る。 元請として平成23年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和8年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和8年7月3日
	3	申請書受付開始日	令和8年6月23日
	4	申請書受付締切日	令和8年7月3日 正午まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和8年7月9日
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月23日
	7	設計図書配付締切日	令和8年7月10日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和8年6月23日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和8年7月10日
	10	入札及び開札日時	令和8年7月16日 午前10時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資 格に対する	1	質問	令和8年7月14日 午後5時まで

説明	2	回答	令和 8 年 7 月 1 5 日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の 1 0 / 1 0 0 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒 4 0 0 - 8 5 8 5 甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号 電話 0 5 5 - 2 3 7 - 5 1 2 4		

甲府市上下水道局告示第 58 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 39 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、甲府市余裕期間制度に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 8 年 6 月 23 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 藤 森 明

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 130024号		
工事名	下水道改良工事（スR7－28）（余フ）		
工事場所	甲府市朝気三丁目地内ほか		
工事概要	1	工事内容	ます取付管取替工 N＝50箇所 取付管取替工 N＝23箇所 ます取付管撤去工 N＝1箇所
	2	工期	令和9年3月18日まで
	3	適用される余裕期間制度の方式の別及び工事開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和8年7月17日から令和8年9月15日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格（税込み）	29,271,000円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
	6	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	下水道工事 ただし、1件の工事請負額が、

			1, 400万円以上の実績に限る。 元請として平成23年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和8年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和8年7月3日
	3	申請書受付開始日	令和8年6月23日
	4	申請書受付締切日	令和8年7月3日 正午まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和8年7月9日
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月23日
	7	設計図書配付締切日	令和8年7月10日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和8年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和8年7月10日
	10	入札及び開札日時	令和8年7月16日 午前10時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和8年7月14日 午後5時まで
	2	回答	令和8年7月15日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	

入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の 10 / 100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第 5 9 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 8 年 6 月 2 3 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 藤 森 明

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	（電気） 1 1 0 0 3 4 号		
工事名	（そ－ 4）平瀬浄水場塩素混和池流入流量計更新工事		
工事場所	甲府市平瀬町 4 3 7－ 3 （平瀬浄水場）		
工事概要	1	工事内容	電磁流量計（φ 9 0 0 水中型・分離式） 1 式
	2	工期	令和 9 年 3 月 1 8 日まで
	3	予定価格 （税込み）	4 8, 9 9 4, 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	非適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A 又は B
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事 ただし、1 件の工事請負額が、 2, 4 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 3 年 4 月 1 日以降に 完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が 2 0 % 以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 （本案件に対し、技術者の工事实績は 求めません。）
総合評価に	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型

関する事項	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和8年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和8年7月3日
	3	申請書受付開始日	令和8年6月23日
	4	申請書受付締切日	令和8年7月3日 正午まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和8年7月9日
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月23日
	7	設計図書配付締切日	令和8年7月10日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和8年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和8年7月10日
	10	入札日時	令和8年7月16日 午前10時10分
	11	価格以外の評価点公表日	令和8年7月22日
	12	開札日時	令和8年7月28日 午前10時10分
	13	落札者決定日	令和8年7月29日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和8年7月14日 午後5時まで
	2	回答	令和8年7月15日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和8年7月24日まで
	2	回答	令和8年7月27日

価格以外の評価 を修正した場合	公表	令和 8 年 7 月 2 7 日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の 1 0 / 1 0 0 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査 制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒 4 0 0 - 8 5 8 5 甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号 電話 0 5 5 - 2 3 7 - 5 1 2 4	

甲府市上下水道局告示第 6 0 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、かつ、甲府市余裕期間制度に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 8 年 6 月 2 3 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 藤 森 明

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 1 1 0 0 3 0 号		
工事名	(R 8 更新－ 1) 配水管布設替工事 (余フ)		
工事場所	甲府市横根町・酒折二丁目地内 (国道 4 1 1 号 十郎大橋の北西)		
工事概要	1	工事内容	D I P . G X ϕ 2 0 0 L = 3 3 6 . 0 m D I P . G X ϕ 1 5 0 L = 3 . 0 m D I P . K ϕ 2 0 0 L = 4 . 5 m D I P . K ϕ 1 5 0 L = 4 . 0 m H P P E ϕ 7 5 L = 2 . 0 m H P P E ϕ 5 0 L = 4 4 . 5 m 仕切弁. G X ϕ 2 0 0 4 基 仕切弁. P E ϕ 5 0 1 基 泥吐弁. G X ϕ 7 5 2 基 泥吐弁. P E ϕ 7 5 1 基 空気弁 ϕ 2 0 1 基 消火栓 ϕ 7 5 1 基 水抜栓 ϕ 2 5 1 基 臨給工 1 式
	2	工期	令和 9 年 4 月 5 日まで
	3	適用される 余裕期間制 度の方式の 別及び工事 開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 8 年 7 月 3 0 日から令和 8 年 9 月 2 8 日までの間で受注者が選択する日

	4	予定価格 (税込み)	120,439,000円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	6	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等 ただし、1件の工事請負額が、 6,000万円以上の実績に限る。 元請として平成23年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和8年6月23日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和8年7月3日
	3	申請書受付開始日	令和8年6月23日
	4	申請書受付締切日	令和8年7月3日 正午まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和8年7月9日
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月23日
	7	設計図書配付締切日	令和8年7月10日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和8年6月23日

	9	設計図書に関する質問 締切日	令和 8 年 7 月 1 0 日
	10	入札日時	令和 8 年 7 月 1 6 日 午前 9 時 0 0 分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和 8 年 7 月 2 2 日
	12	開札日時	令和 8 年 7 月 2 8 日 午前 9 時 0 0 分
	13	落札者決定日	令和 8 年 7 月 2 9 日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格 に対する 説明	1	質問	令和 8 年 7 月 1 4 日 午後 5 時まで
	2	回答	令和 8 年 7 月 1 5 日
価格以外の 評価に関す る照会	1	質問	令和 8 年 7 月 2 4 日まで
	2	回答	令和 8 年 7 月 2 7 日
価格以外の評価 を修正した場合		公表	令和 8 年 7 月 2 7 日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の 1 0 / 1 0 0 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	

	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
	部分払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市上下水道局告示第 6 1 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 8 年 6 月 2 3 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 藤 森 明

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 1 1 0 0 3 1 号		
工事名	(R 8 更新－ 4) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市後屋町地内（市立大國小学校の北西）外 1 箇所		
工事概要	1	工事内容	D I P . G X ϕ 1 5 0 L = 3 8 3 . 0 m D I P . K ϕ 1 5 0 L = 1 . 5 m H P P E ϕ 1 0 0 L = 8 8 . 0 m H P P E ϕ 7 5 L = 1 0 8 . 5 m 仕切弁 . G X ϕ 1 5 0 9 基 仕切弁 . P E ϕ 1 0 0 3 基 仕切弁 . P E ϕ 7 5 1 0 基 不断水簡易仕切弁 ϕ 1 5 0 1 基 不断水簡易仕切弁 ϕ 1 0 0 1 基 消火栓 ϕ 7 5 2 基 空気弁 ϕ 2 0 2 基 泥吐弁 . P E ϕ 5 0 2 基 水抜栓 ϕ 2 5 6 基
	2	工期	令和 9 年 3 月 1 8 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 0 0 , 4 4 1 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A

			特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等 ただし、1 件の工事請負額が、 5, 0 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 3 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	1 0
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和 8 年 6 月 2 3 日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和 8 年 7 月 3 日
	3	申請書受付開始日	令和 8 年 6 月 2 3 日
	4	申請書受付締切日	令和 8 年 7 月 3 日 正午まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和 8 年 7 月 9 日
	6	設計図書配付開始日	令和 8 年 6 月 2 3 日
	7	設計図書配付締切日	令和 8 年 7 月 1 0 日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和 8 年 6 月 2 3 日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和 8 年 7 月 1 0 日
	10	入札日時	令和 8 年 7 月 1 6 日 午前 9 時 2 0 分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和 8 年 7 月 2 2 日
	12	開札日時	令和 8 年 7 月 2 8 日 午前 9 時 2 0 分
	13	落札者決定日	令和 8 年 7 月 2 9 日

提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和8年7月14日 午後5時まで
	2	回答	令和8年7月15日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和8年7月24日まで
	2	回答	令和8年7月27日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和8年7月27日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。	
	部分払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124		

甲府市上下水道局告示第 6 2 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和 8 年 6 月 2 3 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 藤 森 明

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 1 1 0 0 3 2 号		
工事名	(R 8 更新－1 0 1) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市下曾根町地内（市立笛南中学校の西）外 1 箇所		
工事概要	1	工事内容	D I P . G X ϕ 1 5 0 L = 5 0 5 . 0 m D I P . K ϕ 1 5 0 L = 3 . 0 m H P P E ϕ 1 0 0 L = 1 1 . 0 m H P P E ϕ 7 5 L = 3 0 . 0 m 仕切弁. G X ϕ 1 5 0 8 基 仕切弁. P E ϕ 1 0 0 1 基 仕切弁. P E ϕ 7 5 3 基 消火栓 ϕ 7 5 3 基 空気弁 ϕ 2 0 2 基 泥吐弁. G X ϕ 7 5 2 基 水抜栓 ϕ 2 5 1 基
	2	工期	令和 9 年 3 月 1 8 日まで
	3	予定価格 (税込み)	8 6 , 8 8 9 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等 ただし、1 件の工事請負額が、

			4, 300万円以上の実績に限る。 元請として平成23年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和8年6月23日
	2	入札説明書等配付締切日	令和8年7月3日
	3	申請書受付開始日	令和8年6月23日
	4	申請書受付締切日	令和8年7月3日 正午まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和8年7月9日
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月23日
	7	設計図書配付締切日	令和8年7月10日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和8年6月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和8年7月10日
	10	入札日時	令和8年7月16日 午前9時30分
	11	価格以外の評価点公表日	令和8年7月22日
	12	開札日時	令和8年7月28日 午前9時30分
	13	落札者決定日	令和8年7月29日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載

	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和8年7月14日 午後5時まで
	2	回答	令和8年7月15日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和8年7月24日まで
	2	回答	令和8年7月27日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和8年7月27日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10／100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件	前金払		請求できる。
	中間前金払		請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
	部分払		請求できる。
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市上下水道局告示第 6 3 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、かつ、甲府市余裕期間制度に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 8 年 6 月 2 3 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 藤 森 明

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 1 3 0 0 2 2 号		
工事名	下水道改良工事（ス R 7－3 5）（余フ）		
工事場所	甲府市朝気一丁目地内ほか		
工事概要	1	工事内容	管きょ更生工 1 式 ・路線延長 φ 2 5 0 L = 1 1 3 m φ 3 0 0 L = 4 3 m φ 3 5 0 L = 1 0 2 m φ 4 0 0 L = 9 m φ 4 5 0 L = 1 1 7 m φ 5 0 0 L = 6 0 m φ 7 0 0 L = 5 3 m ・管きょ更生工 φ 2 5 0 L = 1 1 0 m φ 3 0 0 L = 4 2 m φ 3 5 0 L = 1 0 0 m φ 4 0 0 L = 8 m φ 4 5 0 L = 1 1 4 m φ 5 0 0 L = 5 8 m φ 7 0 0 L = 5 2 m ・付帯工 1 式
	2	工期	令和 9 年 3 月 1 8 日まで
	3	適用される 余裕期間制 度の方式の	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 8 年 7 月 3 0 日から令和 8 年 9

		別及び工事 開始日	月 2 4 日までの間で受注者が選択する日	
	4	予定価格 (税込み)	1 2 0 , 3 7 3 , 0 0 0 円	
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務		適用
	6	週休 2 日制適用工事		適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 特定建設業の許可	
	3	同種工事施工実績	管更生工事において実績がある者又は 下水道工事で 1 件の請負金額が 6 , 0 0 0 万円以上の実績のある者 ただし、元請として平成 2 3 年 4 月 1 日以降に完成、引き渡し済みの工事 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場 合のものに限る。	
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)	
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型	
	2	加算点の満点	1 0	
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による	
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和 8 年 6 月 2 3 日	
	2	入札説明書等配付締切 日	令和 8 年 7 月 3 日	
	3	申請書受付開始日	令和 8 年 6 月 2 3 日	
	4	申請書受付締切日	令和 8 年 7 月 3 日 正午まで	
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和 8 年 7 月 9 日	
	6	設計図書配付開始日	令和 8 年 6 月 2 3 日	
	7	設計図書配付締切日	令和 8 年 7 月 1 0 日	

	8	設計図書に関する質問 開始日	令和 8 年 6 月 2 3 日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和 8 年 7 月 1 0 日
	10	入札日時	令和 8 年 7 月 1 6 日 午前 9 時 1 0 分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和 8 年 7 月 2 2 日
	12	開札日時	令和 8 年 7 月 2 8 日 午前 9 時 1 0 分
	13	落札者決定日	令和 8 年 7 月 2 9 日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和 8 年 7 月 1 4 日 午後 5 時まで
	2	回答	令和 8 年 7 月 1 5 日
価格以外の 評価に関する 照会	1	質問	令和 8 年 7 月 2 4 日まで
	2	回答	令和 8 年 7 月 2 7 日
価格以外の評価 を修正した場合		公表	令和 8 年 7 月 2 7 日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の 1 0 / 1 0 0 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		

支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
	部分払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市上下水道局告示第 6 4 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、かつ、甲府市余裕期間制度に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 8 年 6 月 2 3 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 藤 森 明

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号		(土木) 1 3 0 0 2 3 号	
工事名		下水道改良工事（ス R 7－2 2）（余フ）	
工事場所		甲府市丸の内二丁目地内ほか	
工事概要	1	工事内容	管きょ更生工 1 式 ・路線延長 φ 2 5 0 L = 2 6 m φ 3 0 0 L = 2 9 m φ 3 5 0 L = 8 4 m φ 4 0 0 L = 5 6 m φ 4 5 0 L = 8 7 m ・管きょ更生工 φ 2 5 0 L = 2 5 m φ 3 0 0 L = 2 8 m φ 3 5 0 L = 8 3 m φ 4 0 0 L = 5 5 m φ 4 5 0 L = 8 4 m ・付帯工 1 式
	2	工期	令和 9 年 2 月 2 2 日まで
	3	適用される余裕期間制度の方式の別及び工事開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 8 年 7 月 3 0 日から令和 8 年 9 月 2 8 日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格（税込み）	5 7, 9 4 8, 0 0 0 円

	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務		適用
	6	週休2日制適用工事		適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	土木一式 A	
	3	同種工事施工実績	管更生工事において実績がある者又は下水道工事で1件の請負金額が2,800万円以上の実績のある者ただし、元請として平成23年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。	
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)	
	5	近接工事	令和8年5月26日告示の土木110017号「(R8鉛対4-1)配水管布設替工事」の落札者は、本工事の落札者となることはできません。	
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型	
	2	加算点の満点	10	
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による	
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和8年6月23日	
	2	入札説明書等配付締切日	令和8年7月3日	
	3	申請書受付開始日	令和8年6月23日	
	4	申請書受付締切日	令和8年7月3日 正午まで	
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和8年7月9日	
	6	設計図書配付開始日	令和8年6月23日	
	7	設計図書配付締切日	令和8年7月10日	
	8	設計図書に関する質問開始日	令和8年6月23日	

	9	設計図書に関する質問 締切日	令和 8 年 7 月 1 0 日
	10	入札日時	令和 8 年 7 月 1 6 日 午前 9 時 4 0 分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和 8 年 7 月 2 2 日
	12	開札日時	令和 8 年 7 月 2 8 日 午前 9 時 4 0 分
	13	落札者決定日	令和 8 年 7 月 2 9 日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格 に対する 説明	1	質問	令和 8 年 7 月 1 4 日 午後 5 時まで
	2	回答	令和 8 年 7 月 1 5 日
価格以外の 評価に関す る照会	1	質問	令和 8 年 7 月 2 4 日まで
	2	回答	令和 8 年 7 月 2 7 日
価格以外の評価 を修正した場合		公表	令和 8 年 7 月 2 7 日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の 1 0 / 1 0 0 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	

	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
	部分払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

任免辞令

(市長事務部局)

福祉部	福祉支援室	生活福祉課	主任	向山	雅史
市立甲府病院	診療部		医長	平岡	正義
市立甲府病院	看護部		主任	江井	優佳
市立甲府病院	医療安全管理部		科部長	瀧島	勲

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 8年 6月30日